⑯設立後２年間の事業計画及び予算書

　⑯-1　設立後２年間の事業計画

設立後２年間の事業計画

初年度（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日：　　か月）

次年度（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

翌年度（令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日）

（作成上の注意）

１．当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。

２．この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

３．初年度が事業年度途中からの場合は、３年度分作成すること。

４．相当期間経営実績がある診療所が医療法人を設立する場合は、事業計画及び予算書を省略できる。ただし、前年度の収支決算書を添付すること。